

# 教育委員会制度改革の動向について

## 現状

- 平成25年12月13日、中央教育審議会が「今後の地方教育行政の在り方について」を答申。  
この答申において、新しい教育委員会制度の在り方として、首長を執行機関とする「改革案」が示された。
- なお、答申は、この「改革案」を本案として位置付ける一方で、首長の影響力が強くなり過ぎるおそれがあるとの立場から、教育委員会を執行機関として存続させる「別案」も示し、この案を支持する強い意見もあったとしている。
- 国は、次期通常国会に関連法改正案の提出を目指している。

## 答申の概要

※詳細は別添イメージ図を参照

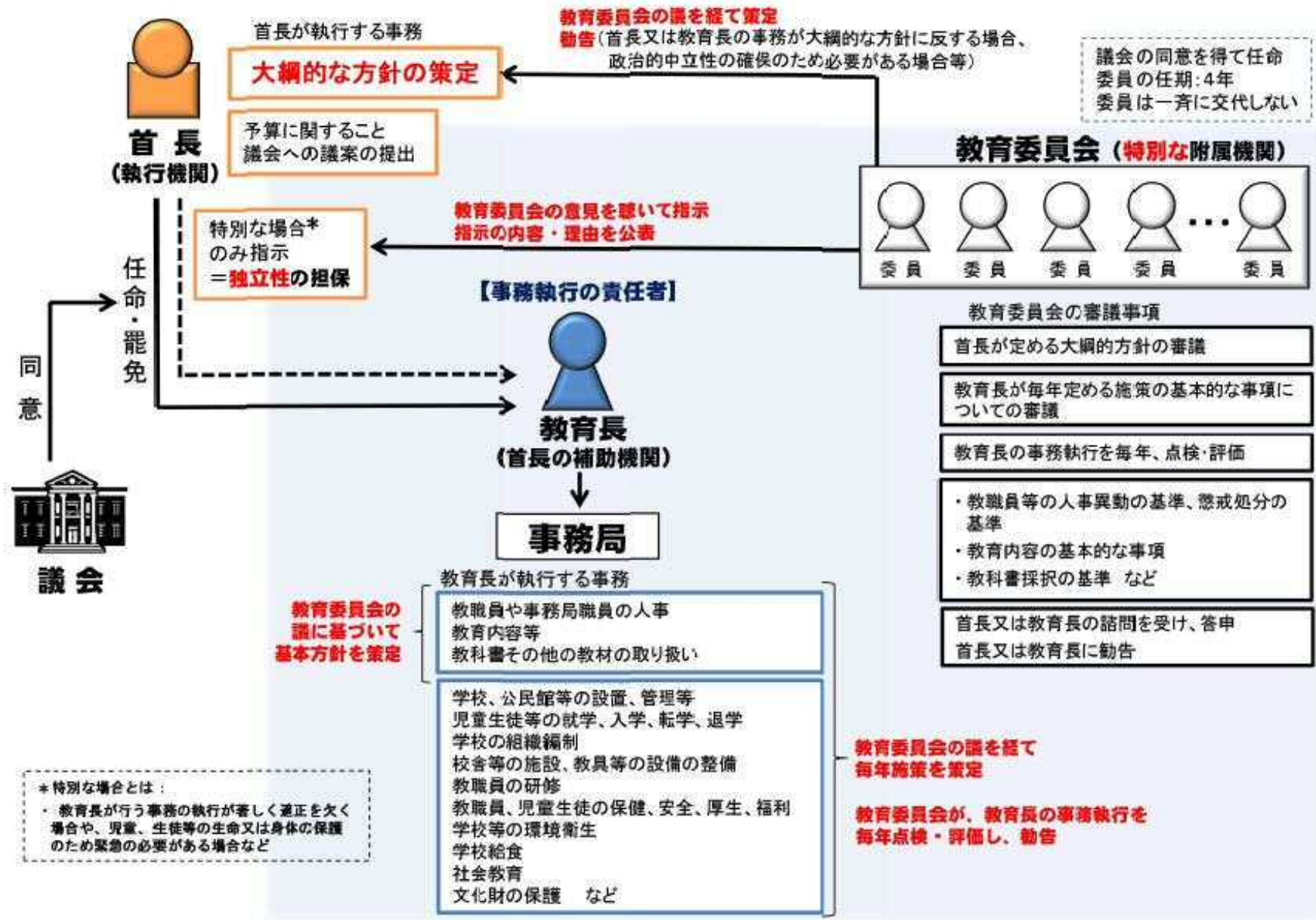
### 改革案（本案）

- 地方公共団体に、公立学校の管理等の教育に関する事務執行の責任者として、教育長を置く。教育長は、首長が定める大綱的な方針に基づいて、その権限に属する事務を執行する。首長（執行機関）が大綱的な方針を定める際には、その附属機関として設置する教育委員会の議を経るものとする。
- 教育長の権限に属する事務の執行について、首長の関与は、原則として、大綱的な方針を示すことにとどめ、日常的に指示は行わないものとする。
- 教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をするとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする。

### 別案

- 教育委員会を執行機関として存続させるとともに、教育長を、引き続き、その補助機関とする。
- 教育委員会は、首長と協議して、教育に関する大綱的な方針を定めることとし、教育長は、この大綱的な方針に基づき、事務執行の責任者として、その権限に属する事務を執行する。
- 教育長の権限に属する事務の執行について、教育委員会は、日常的に指示は行わないものとする。

# 改革案



別案

